

第9回 三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 事項書

令和 4年 5月 27日

601 特別委員会室

1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の改正及び逐条解説について

2 その他

<配付資料>

資料1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例及び逐条解説の検討項目について

三重県議会議員の政治倫理に関する条例及び逐条解説の検討項目について

検討課題	対応案	新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが
1 (第2条〈責務〉第2項) 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともに、その言動が 県民に与える影響 に鑑み、自らを厳しく律するとともに、県民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。 とあるが、「県民及び県政」のように、県政への影響についても記載すべきではないか	①「その言動が県民及び県政に与える影響」へ文言を修正する ②修正しない(改正素案のまま) ③その他	①の修正案、②素案のままのどちらでも良い	①の修正案、②素案のままのどちらでも良い	①「その言動が県民及び県政に与える影響」へ文言を修正する	①「その言動が県民及び県政に与える影響」へ文言を修正する	②修正しない	①「その言動が県民及び県政に与える影響」へ文言を修正する
2 (第3条〈政治倫理規準〉第3号) その権限又は地位を利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。 (逐条解説 第3条第3号、第4号関係) 「利益」とは金品などの財産に限らず、売名や有権者の支持を得ることなども想定されます。 「利益」についてこのような規定をすると、社会通念上許容される行為についても、政治倫理規準に反する行為となってしまうのではないか	【逐条解説について】 このような解説を掲載すると、通常の議員活動も該当しかねないため ①逐条解説の当該部分を削除する ②削除せず、このまま残す ③その他 【第3条第3号本文について】 当該条文自体が幅広く解釈できてしまい、逐条解説では解釈を限定することはできないため ①条例の第3条第3号を削除する(理念としては、第2条責務の「県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない」で掲げられている) ②削除せず、このまま残す ③その他	【逐条解説について】 ①逐条解説の当該部分を削除する 【第3条第3号本文について】 ②削除せず、このまま残す	【逐条解説について】 本文を削除 【第3条第3号本文について】 ①条例の第3条第3号を削除する	【逐条解説について】 ②削除せず、このまま残す 【第3条第3号本文について】 ②削除せず、このまま残す	【逐条解説について】 ①逐条解説の当該部分を削除する 【第3条第3号本文について】 ①条例の第3条第3号を削除する	【逐条解説について】 ①逐条解説の当該部分を削除する 【第3条第3号本文について】 ②削除せず、このまま残す	【逐条解説について】 ①逐条解説の当該部分を削除する 【第3条第3号本文について】 ①条例の第3条第3号を削除する
3 (第3条〈政治倫理規準〉第7号) 国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体(指定管理者を含む。)の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による 影響力を利用して 、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。 とあるが、「影響力を利用して」とすると、故意に行った場合に限定されるような意味合いに変わってしまうのではないか	①「影響を及ぼすことにより」へ文言を修正する(※影響力から「力」を削り、「及ぼす」とすることで、故意以外の部分も含む意味合いとする。) ②修正しない(改正素案のまま) ③その他	①「影響を及ぼすことにより」へ文言を修正する	②修正しない(改正素案のまま)	①「影響を及ぼすことにより」へ文言を修正する	①「影響を及ぼすことにより」へ文言を修正する	②修正しない(改正素案のまま)	①「影響を及ぼすことにより」へ文言を修正する
4 (第6条〈審査会の運営〉) 第6条第1項第3号から第5号において、勧告を求める審査の結果を答申しようとする場合に出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとされているが、地方自治法で特別多数議決を求めるものとの釣り合いを考えて要件を定めるべきではないか	①勧告の内容により、過半数と3分の2以上を分ける(例：全協陳謝は過半数、その他は3分の2以上) ②全ての勧告を過半数要件とする ③修正しない(改正素案のまま) ④その他	①勧告の内容により、過半数と3分の2以上を分ける(全協陳謝は過半数、その他は3分の2以上)	①勧告の内容により、過半数と3分の2以上を分ける(全協陳謝は過半数、その他は3分の2以上)	③修正しない ↑会派のみで勧告等をするようにするため	①勧告の内容により、過半数と3分の2以上を分ける	①勧告の内容により、過半数と3分の2以上を分ける	②全ての勧告を過半数要件とする
5 ※4で③を選択した場合に検討が必要 (第6条〈審査会の運営〉) 改正素案では、過半数が道義的責任はあると認めるものの、勧告を求める審査の結果を答申することについては3分の2以上の賛成が得られないという場合に、どのような審査結果を報告できるかが不明瞭なので、定めておくべきではないか	①逐条解説において、そうなった場合には勧告を答申しない審査結果を報告できる等の対応方法について記載(必要に応じて条例案の文言も修正) ②その他		上記4で、過半数による決定をつくることで対応できる	「説示」などの方法も検討			

	検討課題	対応案	新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが
その他	新たな意見			<p>(第3条〈政治倫理規準〉)本文 第二号 人権侵害行為又は人権侵害行為を行うことの煽動、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明その他の人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと。 ・賛成・反対の意見は様々あり、敢えて「賛成の意見の表明」と例示するのではなく、その他の人権侵害行為を助長する行為に含まれることで良いのではないか。</p> <p>逐条解説では、細かく規定しすぎない程度で良いのではないか。 第1号「電車内におけるマナー違反」削除 第2号「民法、刑法その他の人権にかかわる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為…」⇒差別解消条例を参考にしながら最終的には総合判断で考える。 SNS等で賛同の意の表明…⇒言論の自由もある 第4号「国地方公共団体の契約等への働きかけ」、第7号「国等職員への公正な執行を妨げる不当な行為」については、条例本文で理解できるので逐条解説は不要ではないか。</p>				
その他	新たな意見			<p>(第5条〈審査会の設置〉) 第1項の逐条解説 議会運営委員会の判断は、客観的かつ公正なものでなければならず、委員の主観や、審査の請求を受けた議員の立場などによって左右されることなく審査会設置の判断を行い、特に政治倫理審査会を設置しない判断をする場合は、その理由が必要となります。 なお、政治倫理審査会を設置しない判断をする場合としては、審査請求の理由が不適切、不明瞭であるといった、審査請求自体に瑕疵がある場合などが想定されます。</p> <p>・審査会の設置の判断は、手続き面だけではなく、価値判断も含むこととしてはどうか。</p>				
その他	新たな意見			<p>(第6条〈審査会の運営〉)本文 イ 全員協議会における陳謝の勧告 ロ 役職辞任の勧告 ハ 出席又は参加の自粛の勧告 ニ 議員辞職の勧告 ・の順とすべきではないか。 ※ロとハを入れ替える</p>				